

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市空き家取得仲介手数料補助事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	本市への若者世帯の定住促進を図るため、佐渡市空き家情報システムに登録された空き家の売買契約に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	現に市内に住所を有していない者等、申請の要件を満たす者
補助対象経費	空き家の購入に係る売買契約に際して、市内の宅地建物取引業者に支払った仲介手数料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	10万円上限、下限5万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以内
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	補助対象10件 5年以上の市内在住 ○目標に対する費用対効果(計算式)
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	地域振興課 移住交流推進係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)